令和７年度有機農業理解増進事業実施要領

第１　目　的

愛媛県では、「愛媛県有機農業推進計画」及び「愛媛県みどりの食料システム基本計画」により、目標面積を定めて、有機農業を市町と連携して推進している。

そこで、生産から消費に関して有機農業に対する理解増進に向けた活動に対して支援を行うことにより、有機農業に関する機運を醸成するとともに新たなオーガニックビレッジの創出を目指す。

第２　事業実施主体等

事業実施主体、補助対象経費、補助率等は別表のとおりとする。

第３　事業実施計画の承認申請

　　　事業実施主体がこの事業を実施しようとするときは、令和７年度有機農業理解増進事業実施計画承認申請書（様式１号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出する。

第４　事業の承認

　　　知事は、事業実施主体から事業実施計画承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業実施主体に対し承認通知を行うものとする。

第５　事業の着手

　　　事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

　　　ただし、第４により承認された後、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ指令前着手届（様式２号）を知事に提出しなければならない。

第６　事業実施計画の重要な変更

次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業実施計

画変更承認申請書（様式３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

1. 事業実施主体の変更
2. 補助金の増または30%以上の減
3. 事業内容の変更（活動予定場所や活動予定時期等の軽微な変更は除く）
4. その他、知事が必要と認めるとき

第７　県の助成

　 知事は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成するものとする。

第８　書類の提出

　　　この要領により知事に提出する書類は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課へ提出するものとする。

第９　事業の確認

知事は、この事業の実績について、書類や現地調査等によって確認するものとする。

第10　その他

　　１　知事は、本事業の完了後においても、事業効果を確認するため、事業実施主体に活動対象者の動向について伺うことができる。

　 ２　この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要領は、令和７年５月21日から施行する。

別表（実施要領第２関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体 | 1. 有機農業に関する理解増進に係る活動を行う２名以上の団体

（法人やNPO、任意団体も可）※任意団体の場合は、構成員名簿を添付し、代表者を事業実施主体とすることも可※事業実施主体と、補助金振込口座名義が一致すること1. JA
2. 市町
 |
| 補助対象経費 | 県内で有機農業の生産や消費等に関して理解増進を図る活動に係る経費【対象経費費目】 ○報償費（講師謝金等） ○旅　費（講師旅費、参加旅費等）　　※旅費の上限は、愛媛県旅費規程に準じる ○需用費（消耗品費、印刷製本費、有機栽培実証に係る生産資材費等） ○役務費（郵便料、送料、チラシデザイン制作費等） ○委託料（事業実施の一部を委託するために必要な費用） ○使用料及び賃借料（会場借上料、圃場借上料、出展料、リース料等） 　　※圃場借上料の上限は、県の基準に準じる。 |
| 補助率 | １／２以内　※事業実施主体あたりの補助金上限は250千円 |
| 補助対象となる活動事例 | 〇有機栽培で作物栽培実証を行うとともに、地域のその活動を発信していく活動〇有機農業の専門知識を持った専門家を招いて、広く参加者を募るセミナーの実施〇有機農業に関する食農教育活動〇県内で県産有機農産物をPRする活動など |
| 補助対象外となる経費 | 〇個人や法人の通常行われる農業経営に係る経費や資産形成と判断される経費〇経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費〇その他、事業目的にふさわしくないと判断された経費 |

(注) 県費補助金額は、千円未満は切り捨てること。

（様式１号） (実施要領第３関係)

令和７年度有機農業理解増進事業実施計画承認申請書

第　　号

 　年 月 日

愛媛県知事　　　　　　様

住所

事業実施主体名

代表者職氏名

（任意団体名　 ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先(TEL・FAX)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

令和７年度有機農業理解増進事業実施要領第３に基づき、別記のとおり事業実施

計画の承認を申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　 記

（注）１　別記に掲げる様式を添付すること。

　　　　　２　事業実施主体名と代表者職氏名が同じ場合は、代表者職氏名の記載を省略できる。

（以下様式も同じ）

　 ３　任意団体で代表者を事業実施主体とした場合、任意団体名があれば記載すること。

（以下様式も同じ）

　　 　　 ４ 事業実施主体が市町である場合は、住所記載不要

（以下様式も同じ）

（別記）

１　事業の目的

２　事業内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動内容 | 活動予定場所 | 活動予定時期 |
|  |  |  |

※活動内容が複数の場合は、表の行数を追加すること

３　事業費積算内訳

　　（別紙）事業費積算内訳書のとおり

４　総括表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　件　名 | 総事業費(A)+(B)+(C) | 負担区分 | 備　考 |
| 県費（A） | 市町費（B） | その他（C） |
|  | 　　　　円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

（注）１　事業件名については、事業内容が分かる標題を記載すること。

　　２　備考欄には消費税仕入控除税額に関して記載すること。免税事業者の場合は「免税事業者」、

簡易課税事業者の場合は「簡易課税事業者」、課税事業者で消費税仕入控除税額を減額した場合は、「減額した金額〇〇円(消費税額)」等を記載する。

　３　事業件数に応じて表の行数を追加すること。

５　添付書類

1. 任意団体の場合は構成員名簿　(団体の規約等の定めがあれば追加で添付)
2. 法人（NPO法人も含む）の場合は定款

|  |
| --- |
| （別紙）　　　　  |
|  |  |  |  |  |
| **事　業　費　積　算　内　訳　書** |
|  |  |  |  |  |
| 【事業件名　　　　　　　　　　　　　　 　　　】 |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 整理番号 | 費目 | 内　容 | 事業費（円）（税込） | 備考 |
| 1 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 2 | 　 |  | 　 | 　 |
| 3 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 4 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 6 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 7 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 8 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 9 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 10 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| **合　計** | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |
| （注） | 1　事業件名ごとに本内訳書を作成のこと |
|  | 2 事業費は、**概算で可** |  |  |
|  | 3 必要に応じて表の行数を調整のこと |

（様式２号）（実施要領第５関係）

令和７年度有機農業理解増進事業指令前着手届

第　　号

 年 月 日

　愛媛県知事　　　　　　様

住所

事業実施主体名

代表者職氏名

（任意団体名 ）

 令和７年度有機農業理解増進事業実施計画に基づく下記事業について、別記条件を了承のうえ指令前に着手したいので、令和７年度有機農業理解増進事業実施要領第５の規定により、指令前着手届を提出します。

記

 １ 事業の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業件名 | 着手予定年月日 | 完了予定年月日 |
|  |  |  |

２ 指令前着手の理由

別記条件

　・交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。

・交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異

議がないこととする。

・着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととする。

（様式３号）(実施要領第６関係)

令和７年度有機農業理解増進事業実施計画変更承認申請書

 　 第　　号

 　　　 年　月　日

愛媛県知事　　　　　　様

住所

事業実施主体名

代表者職氏名

（任意団体名　　　　　　　　　　）

 令和　年　月　日付け　農産第　号で事業実施計画承認の通知があった、令和７年度有機農業理解増進事業を別記のとおり変更したいので、令和７年度有機農業理解増進事業実施要領第６の規定により、その承認を申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

（注）１　別記に掲げる様式を添付すること。

　　　　２　この場合において、同様式中「事業の目的」を｢変更の理由｣と置き換え、「事業内容」及び「総括表」は、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

　　　　３　（別紙）事業費積算内訳書は、変更後の内容を記載すること。